

## OKIの「契約社員切り」

# OKIは障害者雇用法を順守しろ！

病気を発症した  
契約社員の雇止めを  
許してよいのか

### ▼経緯

Aさんは、2013年9月11日OKIに交通・防災システム事業部工事案件の現場代理人業務として契約社員で入社しました。

2014年8月からT市役所の防災無線システム3期目の業務に従事しました。ところが、2015年1月に持病の緑内障が急速に悪化して、右目の視力が0.01となり、現場代理人業務が必要となる自動車運転ができなくなってしまうました。(2015年5月27日障害者手帳交付 視覚6級)

X市役所の防災無線システムは2月末に無事納入することができましたが、自動車運転ができなくなったため、2015年4月に上司に対して今まで身につけてきたスキルを活かした職務を探してもらいたいと申し入れましたが、上司から「雇用契約が更新されないかもしれない」旨の告知を受けました。

そのため、電機・情報ユニオンに相談・加入して会社に対して団体交渉を申し入れました。団体交渉での要求は「障害者の雇用促進に対する法律」および「労働契約法」

に基づいてAさんが今まで身につけてきたスキルを活かした職務・他部署での職務が遂行できるよう配慮をお願いして、団体交渉を行ってきました。しかし、会社は一方的にAさんの業務能力不足を理由に2回目の契約更新にあたる2015年9月10日をもって契約を打ち切り、Aさんを雇止めしました。

### ▼障害者の雇用促進に対する法律とは

#### 1 雇用分野での

障害者差別を禁止  
募集・採用・賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。

#### ＜採用後＞

◆労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で、異なる扱いをすること

#### 2 合理的配慮の提供義務

#### 3 相談体制の整備、苦情

#### 処理、紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。また、事業主は、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

## ▼会社主張は不当

会社は、『Aさんの業務能力不足の中で「X市防災無線工事でのお客様からのクレームがあった」、「折衝スキルが低い」、「週報が書けない」、「写真が撮れない」、「サポートの人をつけ、ほとんどの業務はサポートの人が行った」』などと主張しています。

### ◆事実はどうでしょうか。

お客様からのクレームについてT市防災無線工事4年間の最初の1、2年目に問題を起こし、お客様がかなりナーバスになっていました。3年目は、Aさんが担当になりましたが、お客様は工事を熟知した者を立てる担当するように営業に釘を刺していたため、初めて現場代理人業務を行うAさんが来たので最初の顔合わせで、「なぜあなたが担当なのか」とお客様に最初から相当不信感を抱かれてしまったことが原因です。

Aさんは、携帯無線工事の経験がありますが、防災無線工事では、電信柱を立てることから始まるために土木関係の知識が必要なために、入社時に土木のスキルはないことを職場の上司に話していました。そのためお客様が「工事を熟知した者を立てるように」と言った内容が社内で周知していればAさんを現場代理人にできないはずで、特にクレーンを言われた内容は、土木に関する質問に対してスキルがないため即答できず、持ち帰って回答したため、お客様から「スキルのある担当者交代しろ」というものでした。上司は、土木のスキルがあるB氏をサポートにつけて対応したのが実態です。

折衝スキルについても、土木関係については市のお客様や、工事を行う業者からの問い合わせに対して、即時対応できなかったことが原因です。

週報については、電機・情報ユニオンから「書けないと言っのならば、書けなかつ

た週報を示せ、無理ならその一部を抜き書きで示すように」と要求しても、「社外秘のため回答できません」と開示しません。週報の一部も示せないことは、会社の主張に道理がないことを示しています。

ほとんどの業務はサポートの人が行ったなどは、今のOKIの状況であり得るでしょうか。何もできない人を業務につけておくでしょうか。できないのであればできるように教育するのが当たり前です。しかし、会社はAさんに始末書などの懲戒処分なども行っていません。

## ▼契約社員の使い捨て

Aさんの職場は、社員数人のほか大多数が契約社員です。職場では、なるべく高齢の契約社員を雇い入れ、契約更新しなくても文句が出ない人をいれているという、契約社員使い捨て職場と言われています。

## ▼昨年史上最高の利益

OKIは、昨年度史上最高の経常利益を上げています。

障害者一人雇えないことはありません。



一人でも入れる労働組合  
電機・情報ユニオンに相談を

**電機・情報ユニオン本部**

〒142-0043 東京都品川区二葉2-20-8 2F

Email:<denkiunion@gmail.com>